

角田市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和8年3月18日

角田市監査委員 佐藤 良 浩
角田市監査委員 星 隆 悦



角 監 第 1 0 9 号
令和8年3月18日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 佐 藤 良 浩
角田市監査委員 星 隆 悦

令和7年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、令和7年度定期監査の結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査）。

なお、本監査は角田市監査基準（令和2年角田市監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

2. 監査の対象部局等及び対象期間（補助金等交付事務は令和6年度執行分）

（第1期）令和7年4月1日～同年9月30日

総 務 部：総務課、防災安全課、企画デジタル課、まちづくり推進課、財政課
、 税務課

市民福祉部：市民課、生活環境課、健康推進課、社会福祉課、総合保健福祉センター、介護支援課、地域包括支援センター、子育て支援課

産業建設部：農林振興課、商工観光課、都市計画課、建設課

上下水道事業所

（第2期）令和7年4月1日～同年12月31日

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

（第3期）令和7年4月1日～同年12月31日

教育総務課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、郷土資料館

3. 監査の実施日程及び実施場所

本監査は本庁舎で、以下の日程により実施した。

- (第1期) 令和7年10月17日(金)から同年11月27日(木)まで
- (第2期) 令和8年1月23日(金)、1月26日(月)、1月29日(木)
- (第3期) 令和8年2月10日(火)、2月13日(金)

4. 監査の着眼点

本監査の実施に当たり、令和7年度定期監査要領に定める監査の項目のほか、重点項目として次の事項に留意するものとした。

- ・一者随意契約について

随意契約はあくまでも例外であり、法令の特別な定めが根拠となる。また、一者との随意契約においては、業者選定の妥当性を示す明確な理由が必要である。

- ・契約書に基づく再委託について

契約書に業務の一部を再委託することについて定めがある場合、その条項に基づき、発注者の承諾を得るための手続きを行う必要がある。

5. 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、令和7年度から電子決裁が導入されたことに伴い、電子決裁による対象については、財務会計システムから抽出し関係書類の照合確認を行い、また、電子決裁によらない対象については、あらかじめ調書の提出を求め、その調書に基づき関係書類・帳簿等の照合確認を行った。その後、照合確認の結果に基づき関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。

なお、事務事業の執行が適正で合理的かつ効率的に行われているか、行政監査の視点に立った監査も併せて実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討する事項が認められたので、必要な措置を講じ適正な事務執行に努められたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意すべき軽易な事務処理誤り等については、その都度関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

○不適切な補助金交付について

- ・スマートエコライフ推進事業において、補助対象外経費を対象として補助金を交付した事案があったので改善されたい。